

中小企業・小規模事業者等 応援給付金について

朝日町では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、令和4年4月1日以降、下記の対象融資を受けた町内事業者に対し、給付金を交付し、事業運営の支援を行います。



(対象者)

下記(1)～(4)のいずれにも該当するもの

- (1) 融資を受けた時かつ本給付金申請時点で町内に主たる事業所を有する法人、又は朝日町民で事業を営む者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響（売上高前年比等5%以上減少）を受け、次に掲げる融資を受けた者（令和4年4月1日～令和5年2月28日までに融資実行されたものに限る）。
 - ア セーフティネット資金（4号又は5号又は伴走支援型特別保証）
 - イ 日本政策金融公庫が行う次に掲げる融資
 - (ア) 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - (イ) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - (ウ) 新型コロナウイルス対策衛経融資
 - (エ) 衛生環境激変対策特別貸付
 - (オ) 新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ウ 商工組合中央金庫又は日本政策投資銀行が行う危機対応融資
 - エ（独）中小企業基盤整備機構が小規模企業共済制度の契約者に対して行う特例緊急経営安定貸付
 - オ その他町長が適当と認める融資であって金融機関が行うもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと



(給付額)

融資実行額の10%の額に相当する額 上限30万円（1,000円未満切捨）

1事業者（個人にあつては1人）につき1回

(提出物)

- (1) 朝日町中小企業・小規模事業者等応援給付金申請書（様式第1号）【必須】
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた融資に係る契約書等の写し【必須】
- (3) 融資実行されたことが分かる書類等の写し【必須】
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた融資であることが分かる書類（前2項の書類で足りる場合は不要）
- (5) 対象者(3) - アの場合は、信用保証協会の保証付き融資であることが分かる書類（朝日町が発行した場合は不要）

(提出先)

〒510-8522 三重郡朝日町大字小向893番地 朝日町役場 産業建設課

(申請期間)

7月1日（金）から令和5年3月7日（火）まで

課税上の取扱について

◎この給付金は、課税対象となります。ただし、必ずしも税負担が生じるものではありません。詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。 四日市税務署 TEL 352-3141

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658